

平成21年度入札契約制度の改正について
(お知らせ)

岡山市財政局監理課
契約課

～ 目 次 ～

第1	政令指定都市移行に伴う改正	1
1	契約議案金額の引き上げ	1
2	随意契約によることができるときの額の引き上げ	1
3	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令の適用	1
4	工事業者の所属エリア変更	2
第2	各契約に共通する事項	2
1	電子入札の実施	2
2	新規創業者等の競争入札参加資格制限の改正	3
3	指名停止基準の一部改正	3
第3	工事契約関係	3
1	一般競争入札の全面実施	3
2	請負業者選定要領の廃止と入札参加資格要件設定要綱の制定	3
3	総合評価一般競争入札の対象拡大等	3
4	低入札価格調査基準価格等の改正	4
5	最低制限価格計算式の改正	4
6	小規模工事対象工事の改正	5
第4	物品契約関係	5
	一般競争入札の対象拡大	5
第5	委託契約関係	5
1	建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱の改正	5
2	建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱の改正と 最低制限価格の設定	5
3	委託等一般競争入札の試行に関する要綱の改正	6
第6	平成22年度以降の改正予定	6
1	工事の格付等級決定方式の変更	6
2	電子入札の対象拡大	6
3	優良工事施工業者表彰に伴う優遇措置の見直し	6
添付資料		
	別表第1	7
	別表第2	15
	別表第3	17

第1 政令指定都市移行に伴う改正（平成21年4月実施予定）

1 契約議案金額の引き上げ

地方自治法第96条第1項第5号，地方自治法施行令第121条の2第1項・別表第3の規定に基づき，議会の議決に付すべき契約の対象である工事又は製造の請負の予定価格を3億円以上（現行2億円以上）に改める。

2 随意契約によることができる場合の額の引き上げ

地方自治法第234条第2項，地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・別表第5の規定に基づき，随意契約によることができる場合の額を次のとおり改める。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円（現行130万円）以下
- (2) 財産の買入れ 160万円（現行80万円）以下
- (3) 物件の借入れ 80万円（現行40万円）以下
- (4) 財産の売払い 50万円（現行30万円）以下
- (5) 物件の貸付け 30万円（現行どおり）以下
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円（現行50万円）以下

3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用

政令指定都市移行に伴い政府調達に関する協定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用されることになるが，その概要は次のとおりである。

- (1) 特例政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）
 - ア 物品等の調達契約 20万SDR（3,500万円）以上
 - イ 特定役務のうち建設工事の調達契約 1,500万SDR（26億3,000万円）以上
 - ウ 特定役務のうち建築のためのサービス，エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 150万SDR（2億6,000万円）以上
 - エ 特定役務のうち上記以外の調達契約 20万SDR（3,500万円）以上
- (2) 特定調達契約の締結が見込まれるときは，年度ごとに，競争入札参加資格を公示しなければならない。
- (3) 上記(2)の公示をした場合は，当該特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を随時受け付けるものとし，申請を受理したときは，速やかに審査を行うとともに，その結果を通知しなければならない。
- (4) 特定調達契約に係る競争入札については，入札参加者の事業所の所在地に関する資格を定めることができない。
- (5) 特定調達契約に係る一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示は，その入札期間の末日の前日から起算して40日前までにしなければならない。ただし，急を要する場合においては，その期間を10日前までに短縮することができる。公告又は公示においては，特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び手続において使用する言語を明らかにするほか，次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
 - ア 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
 - イ 入札期日
 - ウ 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (6) 上記(5)の公告又は公示をした場合において，当該公告又は公示に係る競争入札に参加しようとする者から入札参加資格審査申請があったときは，速やかに資格審査を行わなければならない。
- (7) 特定調達契約につき競争入札により契約を締結しようとするときは，競争入札に参加しようとする者に対し，その者の申請により，入札説明書を交付するもの

- とする。
- (8) 特定調達契約に係る競争入札については、郵便による入札を禁止してはならない。
- (9) 特定調達契約については、最低制限価格を設けることができない。
- (10) 特定調達契約に係る競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とならなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者とならなかった理由等を書面により通知するものとする。
- (11) 特定調達契約について、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該決定した日の翌日から起算して72日以内に落札者又は随意契約の相手方の名称及び所在地等を公示するものとする。
- (12) 特定調達契約に係る公告又は公示については、県報、市報又はこれらに相当するものによりしなければならない。
- (13) 特定調達契約に係る苦情処理手続を定めなければならない。
- (14) 特定調達契約について必要な事項は、特定地方公共団体の規則で定める。

4 工事業者の所属エリア変更

政令指定都市移行に伴う区制の施行にあわせ、建設工事指定業者の所属エリアを次のとおり変更する。

全市エリア	大エリア	中エリア	小エリア	中学校区
市内全域	北区	北区Ⅰ	北区Ⅰ－1	岡北 京山 石井
			北区Ⅰ－2	岡山中央 桑田 岡輝
			北区Ⅰ－3	御南 吉備
		北区Ⅱ	北区Ⅱ－1	中山 高松
			北区Ⅱ－2	香和 足守
			北区Ⅱ－3	御津 建部
	中区	中区	中区－1	竜操 高島 操山
			中区－2	東山 操南 富山
	東区	東区	東区－1	旭東 上南
			東区－2	西大寺 山南
			東区－3	上道 瀬戸
	南区	南区Ⅰ	南区Ⅰ－1	芳田 芳泉 福浜
			南区Ⅰ－2	福南 光南台
		南区Ⅱ	南区Ⅱ－1	妹尾 福田
南区Ⅱ－2			興除 藤田 灘崎	

第2 各契約に共通する事項（平成21年4月実施予定）

1 電子入札の実施

(1) 工事

許容価格250万円超1,500万SDR（26億3,000万円）未満の入札（JV対象工事を除く。）を対象

※ 1,500万SDR（26億3,000万円）以上及びJV対象工事は郵便入札

(2) 物品

許容価格1,000万円超20万SDR（3,500万円）未満の入札を対象

※ 160万円（製造の請負は250万円）超1,000万円以下及び20万SDR（3,500万円）以上は郵便入札

(3) 委託

ア 建設コンサルタント業務等

許容価格100万円超150万SDR（2億6,000万円）未満の入札を対象

※ 150万SDR（2億6,000万円）以上は郵便入札

イ その他

平成22年度以降実施（順次対象拡大）予定

※ 許容価格20万SDR（3,500万円）以上は郵便入札

2 新規創業者等の競争入札参加資格制限の改正

競争入札に参加することのできない者のうち、新規創業者等に関する制限を「資格の審査を受ける日の属する月の直前12月以降（現行 定期申請：資格の審査を受ける日の属する年の1月1日の直前1年以降，随時申請：資格の審査を受ける日の属する月の直前17月以降）に創業し，又は当該法人を設立した者」に改める。

ただし、工事の場合は，2期以上連続して経営事項審査を受けている者，その他の場合は，1期以上の決算を経て当該決算書が提出できる者でなければ，競争入札参加資格審査申請を行うことができない。

3 指名停止基準の一部改正

許容価格等の開札時公表への一部変更に伴い，別表第12項（不正又は不誠実な行為）に次の1号を加える。

公表前に許容価格，調査基準価格，最低制限価格，設計金額及びその内訳等の未公表情報を探ろうとする行為

第3 工事契約関係（平成21年4月実施予定）

1 一般競争入札の全面实施

工事の一般競争入札の対象を，原則として随意契約を除く許容価格250万円を超える全ての工事（現行：2,500万円以上）に拡大し，許容価格1,500万SDR（26億3,000万円）未満（J V対象工事を除く。）は電子入札を，それ以上は郵便入札を実施する。

2 請負業者選定要領の廃止と入札参加資格要件設定要綱の制定

(1) 岡山市建設工事請負業者選定要領を廃止し，同要領と岡山市建設工事一般競争入札実施要綱第3条の参加資格をあわせて，「岡山市建設工事入札参加資格要件の設定に関する要綱」を制定する。

(2) 業種別・許容価格別の入札参加エリアを別表のとおり改める。

※ 土木・建築工事については，暫定措置を設ける。

3 総合評価一般競争入札の対象拡大等

(1) 総合評価一般競争入札の対象を

ア 特別簡易型 許容価格 2億円以上5億円未満（現行：5億円以上10億円未満）の工事

イ 簡易型 許容価格 5億円以上（現行：10億円以上）の工事に改める。

(2) 総合評価一般競争入札については，許容価格を現在の事前公表から開札時公表に改める。

(3) 許容価格の開札時公表に併せ，総合評価一般競争入札については，高落札率入札調査の対象から除外する。

(4) 総合評価点の算定方法を，現行の

・ 加算方式（価格評価点＋技術評価点）

から、

- ・ 除算方式（技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格）×100,000,000

（小数点第5位以下切り捨て）に改める。

- (5) 岡山市工事成績評定活用基準第8条第1号の規定に基づく優遇措置により総合評価一般競争入札に参加する者については、特別簡易型及び簡易型の技術評価項目のうち、過去5年間の岡山市における優良工事施工業者表彰の有無は適用しないこととする。

- (6) 特別簡易型及び簡易型の技術評価項目のうち、**本店所在地**の配点を
市内業者及び従業員数50人以上の準市内業者 1.0点（現行どおり）
従業員数10人以上の準市内業者 0.5点（現行どおり）
準市内業者 0.2点（現行：0.5点）
上記以外の者 0点（現行どおり）

に改めるとともに、**特別簡易型の土木工事**については、工事発注場所の属する区と同一の区に主たる営業所を有する者に、更に0.5点加算する。

4 低入札価格調査基準価格等の改正

(1) 調査基準価格の改正

平成20年4月、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準価格モデル（中央公契連モデル）が改正されたことを受け、工事の低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を、現行の税抜き許容価格の75%から、

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%

（小数点以下切捨て。ただし、計算式により得られた額が税抜き許容価格の75%未満の場合は税抜き許容価格の75%、税抜き許容価格の85%を超える場合は税抜き許容価格の85%とする。）

に改めるとともに、低入札価格調査対象工事（以下「対象工事」という。）ごと
に開札時に公表する。

(2) 数値的失格基準の改正

岡山県の数値的失格基準の改正にあわせ、数値的失格基準を、

- ア 直接工事費 85%（現行：75%）未満
- イ 共通仮設費 70%（現行：積上げ分75%、率計上分70%）未満
- エ 現場管理費 40%（現行どおり）未満
- オ 一般管理費 50%（現行どおり）未満

に改めるとともに、開札後に調査基準価格未満の価格の入札書を提出した者（以下「低入札価格入札者」という。）全員を対象に、数値的失格基準に該当するかどうかの予備調査を行い、1つでも該当する項目がある場合は失格とし、以後の調査は行わないこととする。

ただし、特例政令の対象となる工事については、数値的失格基準は適用しない。

(3) 入札参加制限の拡大

対象工事の入札において、低入札価格入札者が、入札参加資格の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった場合は、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間（確認対象者が落札者とならなかつたときは、当該入札の落札者を決定するまでの間）、他の対象工事の入札に参加できないものとする。この場合において、確認対象者が現に他の対象工事の入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他の対象工事の入札を無効又は失格とする。

5 最低制限価格計算式の改正

調査基準価格の改正に伴い、工事の最低制限価格の計算式を、現行の

- ・ 許容価格×0.75＋（有効入札価格（無効、許容価格の75%未満及び許容価

格の95%以上を除く。以下同じ。)の平均(許容価格×0.75)×((有効価格の最高入札率-有効入札価格の最低入札率)÷0.2) 75%から85%の間から、調査基準価格と同じ、

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%

(小数点以下切捨て。ただし、計算式により得られた額が税抜き許容価格の75%未満の場合は税抜き許容価格の75%、税抜き許容価格の85%を超える場合は税抜き許容価格の85%とする。)

に改めるとともに、**開札時に最低制限価格を公表**する。

6 小規模工事対象工事の改正

小規模工事の対象となる工事を、設計金額**250万円**(現行:130万円)**以下**に改める。

第4 物品契約関係 (平成21年4月実施予定)

○ 一般競争入札の対象拡大

物品の**一般競争入札の対象**を、原則として随意契約を除く許容価格**160万円(製造の請負は250万円)超**(現行:500万円以上)に拡大し、**許容価格1,000万円超20万SDR(3,500万円)未満は電子入札を、160万円(製造の請負は250万円)超1,000万円以下及び20万SDR(3,500万円)以上は郵便入札を実施する。**

なお、**平成22年度以降電子入札の対象を順次拡大**していく予定。

第5 委託契約関係 (平成21年4月実施予定)

1 建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱の改正

建設コンサルタント業務等の**一般競争入札の対象**を、随意契約を除く許容価格**100万円超**(現行50万円超)に改めるとともに、**許容価格150万SDR(2億6,000万円)未満は電子入札を、それ以上は郵便入札を実施する。**

2 建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱の改正と最低制限価格の設定

(1) 最低制限価格の設定

建設コンサルタント業務等の**低入札価格調査の対象**を許容価格**1,000万円以上**(現行全ての入札)に改め、**1,000万円未満**については**最低制限価格を設定**する。

(2) 入札参加制限の拡大

適正な契約の履行を確保する観点から、当分の間、**低入札価格調査対象入札において、低入札価格入札者が確認対象者となった場合又は最低制限価格設定入札において税抜き許容価格の75%未満の価格の入札書を提出した者が確認対象者となった場合は、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間(確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間)、他の入札に参加できないものとする。**この場合において、確認対象者が現に他の入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った**他の入札を無効又は失格**とする。

これに伴い、迅速な落札者決定のため、事後審査において、**税抜き許容価格の75%未満の価格の入札書を提出した者全員**から、**入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出を求め**ることとする。

(3) 最低制限価格の計算方式

最低制限価格の計算式を

直接費等×60%+間接費等×30%

※ 直接費等 直接測量費・直接調査費・直接業務費・直接人件費・直接費
・直接採水費，間接調査費（運搬費，準備費，仮設費，安全費，借地料，
旅費交通費，施工管理費，営繕費等），特別経費（RIBC利用料，PUBDIS登
録料等）をいう。

※ 間接費等 諸経費，技術料等経費，技術経費をいう。
とするとともに，開札時に最低制限価格を公表する。

3 委託等一般競争入札の試行に関する要綱の改正

建設コンサルタント業務等を除く委託等の一般競争入札の対象は，現行と同じ許
容価格20万SDR（3,500万円）以上とするが，入札方法は，事後審査型の郵便入
札（現行：事前審査型の通常入札）とし，入札回数は1回（現行：3回まで）に改
める。

なお，平成22年度以降一般競争入札及び電子入札の対象を順次拡大していく予
定。

第6 平成22年度以降の改正予定

1 工事の格付等級決定方式の変更

工事の格付等級決定方式を現在の等級ごとの構成比率による方法から，経営事項
審査に基づき算定された総合評定値に主観点数を加算した総合数値による決定方式
に改める方向で検討する。

2 電子入札の対象拡大

物品，委託関係も含め，電子入札の対象を順次拡大し，最終的には随意契約（見
積合わせ）についても電子入札を実施する予定。

3 優良工事施工業者表彰に伴う優遇措置の見直し

総合評価一般競争入札の対象拡大に伴い，優良工事施工業者表彰受賞者に対する
優遇措置のあり方について検討する。